

静岡県告示第765号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定に基づき、次のように鳥獣保護区の区域に係る指定を変更し、同条第7項の規定に基づき存続期間を更新したので、同条第9項の規定により読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により告示する。

平成29年10月31日

静岡県知事 川勝平太

1 伊豆市修善寺鳥獣保護区（昭和42年3月31日 静岡県告示第217号）

(1) 区域（区域縮小・名称変更）

伊豆市修善寺字半径寺山地内の伊豆市道110003号線と伊豆市道210006号線の交点を起点とし、同地点から伊豆市道210006号線を南進し、伊豆市道310402号線に交わる。同地点から、伊豆市道310402号線を北進し、伊豆市道110003号線に交わり、同地点から伊豆市道110003号線を北進し起点に至る線で囲まれた一円の区域

(2) 変更後の面積

56ヘクタール

(3) 更新する存続期間

平成29年11月1日から平成34年10月31日まで

(4) 保護に関する指針

ア 指定区分 身近な鳥獣生息地

イ 指定目的 当該区域は、修善寺梅林や生活環境保全林を中心として、クヌギ、コナラ、ウメ等の修善寺の里山の原風景が広がる自然に恵まれた野生鳥獣の絶好の生息地であり、鳥獣の保護を図る。

2 伊豆市上船原鳥獣保護区（昭和57年10月29日 静岡県告示第1032号）

(1) 変更後の区域（区域縮小・名称変更）

県道西天城高原線と、船原川との交点を起点とし、同地点から県道西天城高原線を南東に進み、国道136号に至る。同地点から国道136号を東に進み、国道136号と林道土肥川線との交点に至る。同地点から林道土肥川線を北に進み、林道達磨山線に入る。林道達磨山線を北に進み、原小屋橋に至る。同地点から原小屋橋下を流れる沢を最上流まで進み、その後尾根沿いに南西へ500m進む。同地点から真西へ進んで船原川に至る。同地点から船原川を下流に進み、起点に至る線で囲まれた一円の区域。

(2) 変更後の面積

333ヘクタール

(3) 更新する存続期間

平成29年11月1日から平成34年10月31日まで

(4) 保護に関する指針

ア 指定区分 森林鳥獣生息地

イ 指定目的 当該地区は鳥獣の生息の適地であり、近年の自然保護思想の高揚を背景とした社会的要請を考慮し、積極的に野生鳥獣の保護増殖に努める。